

盛岡市・矢巾町・滝沢村合併協議会の設置について

平成14年11月20日

企 画 部

1 趣 旨

平成14年10月21日、市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第1項の規定により盛岡市、紫波郡矢巾町及び岩手郡滝沢村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求を受理し、かつ平成14年10月28日、岩手県知事より、すべての同一請求関係市町村の長から合併協議会設置請求があった旨の通知を受けたので、同条の2第6項及び地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、規約を定めて合併協議会の設置について議会の議決を求めるものである。

2 直接請求の内容

(1) 盛岡市同一請求代表者の住所氏名

- ・住所 [REDACTED]
- ・氏名 内 館 茂

(2) 同一請求関係市町村の名称

- ・盛岡市、紫波郡矢巾町及び岩手郡滝沢村

(3) 請求内容

盛岡市、紫波郡矢巾町及び岩手郡滝沢村は歴史的、文化的なつながりが深く、従来より消防やごみ処理など一部事務組合等が設置され、行政面で広域的に連携をしている。また、近年は盛岡市を中心に飛躍的に発展している地域であり、経済圏や生活圏が一体化している。

21世紀を迎え、我が国においては、確実に中央集権から地方分権へと向かっているが、この地方分権時代には自立した自治体運営は不可欠であり、私たちも「自己決定、自助努力、自己責任」をもって、積極的に「まちづくり」にかかわらなければならない時期にある。また、この市町村が合併し一体的な整備を行うことにより、岩手県における中核都市としてさらに魅力を増し、他地域に優る発展の可能性を秘めている。

そこで、私たちは、合併特例法の適用期間（平成17年3月末日まで）をただ過ごすのではなく、将来の盛岡広域の未来像を考える良い機会と捉え、積極的に取り組む必要があると考える。

よって、首長や議会はもとより広く住民の間で議論するために、公式に盛岡市、紫波郡矢巾町及び岩手郡滝沢村の合併の是非を話し合う法定の合併協議会の設置を請求するものである。

3 主な経過

◆平成14年8月17日～9月16日

「住民発議による合併協議会を求める会」による合併協議会設置の請求の署名活動

◆平成14年10月21日

盛岡市同一請求代表者が合併協議会の設置を求める直接請求書を市長に提出

選挙権を有するものの1/50以上	4,458人
署名し印を押した者の総数	29,200人
有効署名の総数	24,459人

◆平成14年10月28日

岩手県知事から盛岡市長に対して全ての同一関係市町村から合併協議会設置請求があった旨の通知を受理

4 今後の対応

(1) 合併協議会設置協議の付議

知事から通知を受けた同一請求関係市町村長は、通知を受けた日から60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置に係る協議について意見を付して議会に付議しなければならないことから、12月議会に提案するものである。

なお、付議に当たっては、事前協議により合併協議会の同一の規約案を添える必要があり、現在、3市町村で協議中である。

(2) 議会の審議

同一請求関係市町村の議会が合併協議会設置協議について審議するに当たっては、同一請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第一号の二様式

合併協議会設置請求書（市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条の二関係）
市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第四条の二第一項による合併協議会設置の請求

一 同一請求関係市町村の名称

盛岡市
紫波郡矢巾町
岩手郡滝沢村

二 請求の内容（千字以内）

盛岡市、紫波郡矢巾町、岩手郡滝沢村は歴史的、文化的なつながりが深く、従来より消防やごみ処理など一部事務組合等が設置され行政面で広域的に連携をしている。また、近年は盛岡市を中心に飛躍的に発展している地域であり、経済圏や生活圏が一体化を有している。
二一世紀を迎え、我が国においては、確実に中央集権から地方分権へと向かっているが、この地方分権時代には自立した自治体運営は不可欠であり、私たちが「自己決定、自助努力、自己責任」をもって、積極的に「まちづくり」にかかわらなければならない時期にある。また、この市町村が合併し一体的な整備を行うことにより、岩手県における中核都市としてさらに魅力を増し、他地域に優る発展の可能性を秘めている。そこで、私たちは、合併特例法の適用期間（平成一七年三月末日まで）をただ過すのではなく、将来の盛岡広域の未来像を考える良い機会と捉え、積極的に取り組む必要があると考える。
よって、首長や議会はもとより広く住民の間で議論するために、公式に盛岡市、紫波郡矢巾町、岩手郡滝沢村の合併の是非を話し合う法定の合併協議会の設置を請求するものである。

三 一及び二の事項については、次に掲げる他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係

市町村の名称及び請求の内容と同一です。

紫波郡矢巾町同一請求代表者
住所 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第十地割五十四番地一 職業 会社役員 氏名 昆 茂
岩手郡滝沢村同一請求代表者
住所 岩手県岩手郡滝沢村編飼字迫一三四番地七 職業 看護師 氏名 佐々木 和子

右のとおり市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第一項の規定により合併協議会を置くように請求いたします。
平成十四年十月五日

盛岡市同一請求代表者

住所 [Redacted] 職業 会社役員 氏名 内館 茂 (内館)

右の請求に係るすべての合併協議会設置請求書に記載された同一請求関係市町村の名称及び請求の内容が同一であることを確認した。

岩手県知事 増田寛也



都道府県知事確認欄

